

令和 6 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 5 月 1 3 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

① 件 名
宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和 6 年 1 2 月 2 日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、被保険者証を廃止し「資格確認書」を提供することとされたことから、宮城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）構成団体において協議を行うこととなった。 【目的】 宮城県後期高齢者医療広域連合規約（以下「広域連合規約」という。）を変更するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 3 月 宮城県後期高齢者医療広域連合長から構成団体へ広域連合規約の変更について協議依頼
⑤ 主な内容
【変更内容】 後期高齢者医療の事務のうち、関係市町村において行う事務について規定した部分について、次のとおり改めるもの。 別表第 1 の 2 及び 3 中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 広域連合規約を変更することにより、適正な運用が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
関係市町村において、同一の内容である。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 6 月 市議会第 2 回定例会に広域連合規約の変更について提案 7 月 議決書抄本及び協議書を広域連合へ提出 宮城県知事による許可 1 2 月 広域連合規約の一部を変更する規約施行 （施行予定年月日：令和 6 年 1 2 月 2 日）
⑨ その他